



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

- 労働委員会規則
 - *1 和歌山県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
- 告示
 - 408 字の区域の変更 (市町村課)
 - 409 和歌山県使用料及び手数料条例の規定による東京都所在行政財産の土地使用料 (管財課)
 - 410 換地処分の完了 (農村計画課)
 - 411 換地計画の決定 (")
 - *412 緑の雇用担い手住宅の事務委託に関する規約の変更 (定住促進課)
 - *413 " (")
 - *414 " (")
 - *415 " (")
 - *416 緑の雇用担い手住宅の事務委託に関する規約の廃止 (")
 - *417 " (")
 - *418 " (")
 - *419 " (")
 - *420 " (")
 - *421 " (")
 - *422 " (")
 - *423 " (")
 - *424 " (")
 - *425 緑の雇用担い手住宅の事務委託に関する規約 (")
 - *426 " (")
 - *427 " (")
 - *428 " (")
 - *429 " (")

労働委員会規則

和歌山県労働委員会規則第1号

和歌山県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

平成17年3月31日

和歌山県労働委員会会長 水野 八 朗

和歌山県労働委員会に係る行政手続等における情報通

信の技術の利用に関する規則

和歌山県労働委員会に係る行政手続等を情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年和歌山県規則第28号。以下「利用に関する規則」という。)の規定の例による。この場合において、利用に関する規則第3条中「別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定」とあるのは、「和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第6条第1項及び和歌山県情報公開条例施行規則(平成13年和歌山県規則第92号)第15条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第408号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、川辺町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木村 良 樹

1. 大字江川字小畑ヶ代に編入する区域

大 字	字	地 番
江川	森屋畑	821-1、821-2及び821-3の全部

地番については、平成17年1月31日現在の地番である。

和歌山県告示第409号

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第1第33項の表備考第1号の規定に基づき、東京都所在行政財産の土地使用料を次のように定め、平成17年4月1日から施行する。

平成15年和歌山県告示第317号(和歌山県使用料及び手数料条例の規定による東京都所在行政財産の土地使用料)は、平成17年4月1日をもって廃止する。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

東京都所在行政財産の土地使用料

使用目的		単位	使用料		
			特別区	市	町村
電柱（電話柱を含む）、支柱、支線		1本1年につき	10,128円	2,424円	60円
水道管、ガス管 その他の地下埋 設物	外径が0.4メートル未満のもの	1メートル 1年につき	1,800円	432円	12円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートル 1年につき	4,524円	1,080円	24円
	外径が1メートル以上のもの	1メートル 1年につき	9,048円	2,172円	60円

備考

- 1 使用期間が1年に満たないとき、又は使用期間に1年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1月に満たない端数があるときは、1月として計算する。
- 2 長さが1メートルに満たないとき、又は長さに1メートルに満たない端数があるときは、1メートルとして計算する。

和歌山県告示第410号

平成17年3月22日付けで計画認可した森屋畑は場整備工事共同施行体営換地計画（川辺町江川地区森屋畑工区）については、換地処分が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第411号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営中山間地域総合整備事業天野地区天野換地区につき、換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成17年4月1日から平成17年4月28日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県庁農林水産部農業政策局農村計画課、伊都振興局農林水産振興部農地課及びかつらぎ町役場掲示場

和歌山県告示第412号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき和歌山県が日置川町に委託した事務の一部を変更し、緑の雇用担い手住宅の事務委託に関する規約の一部を次のように変更する。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

第1条中「日置川緑の雇用担い手住宅」を「日置川緑の雇用担い手住宅及び日置川第2緑の雇用担い手住宅」に改める。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県告示第413号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき和歌山県が那智勝浦町に委託した事務の一部を変更し、緑の雇用担い手住宅の事務委託に関する規約の一部を次のように変更する。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

第1条中「那智勝浦緑の雇用担い手住宅」を「那智勝浦緑の雇用担い手住宅及び那智勝浦第2緑の雇用担い手住宅」に改める。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県告示第414号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき和歌山県が熊野川町に委託した事務の一部を変更し、緑の雇用担い手住宅の事務委託に関する規約の一部を次のように変更する。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

第1条中「熊野川緑の雇用担い手住宅」を「熊野川緑の雇

用担い手住宅及び熊野川第2緑の雇用担い手住宅」に改める。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県告示第415号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき和歌山県が本宮町に委託した事務の一部を変更し、緑の雇用担い手住宅の事務委託に関する規約の一部を次のように変更する。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

第1条中「本宮第1緑の雇用担い手住宅及び本宮第2緑の雇用担い手住宅」を「本宮第1緑の雇用担い手住宅、本宮第2緑の雇用担い手住宅及び本宮第3緑の雇用担い手住宅」に改める。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県告示第416号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、平成17年3月31日をもって和歌山県と古座町の緑の雇用担い手住宅の管理に関する事務の委託を廃止する。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第417号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、平成17年4月30日をもって和歌山県と龍神村の緑の雇用担い手住宅の管理に関する事務の委託を廃止する。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第418号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、平成17年4月30日をもって和歌山県と中辺路町の緑の雇用担い手住宅の管理に関する事務の委託を廃止する。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第419号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、平成17年4月30日をもって和歌山県と大塔村の緑の雇用担い手住宅の管理に関する事務の委託を廃止する。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第420号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、平成17年4月30日をもって和歌山県と本宮町の緑の雇用担い手住宅の管理に関する事務の委託を廃止する。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第421号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、平成17年4月30日をもって和歌山県と中津村の緑の雇用担い手住宅の管理に関する事務の委託を廃止する。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第422号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、平成17年4月30日をもって和歌山県と美山村の緑の雇用担い手住宅の管理に関する事務の委託を廃止する。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第423号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、平成17年9月30日をもって和歌山県と熊野川町の緑の雇用担い手住宅の管理に関する事務の委託を廃止する。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第424号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、平成17年12月31日をもって和歌山県と美里町の緑の雇用担い手住宅の管理に関する事務の委託を廃止する。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第425号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、緑の雇用担い手住宅の管理に関する事務の管理及び執行を下記の規約により串本町に委託する。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

緑の雇用担い手住宅の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 和歌山県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、和歌山県が設置する古座緑の雇用担い手住宅(以下「住宅」という。)に係る次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を串本町に委託する。

- (1) 住宅の使用に関すること。
- (2) 住宅の維持管理に関すること。
- (3) 住宅の家賃の徴収に関すること。
- (4) その他住宅の管理に関し必要なこと。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、串本町の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び収入の帰属等)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、串本町の負担とする。

2 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する家賃その他の収入は、串本町の収入とする。

3 家賃の額は、月額35,000円以内で串本町が定める額とする。
(修繕義務)

第4条 委託事務に伴う住宅の修繕工事は、串本町が行うものとする。ただし、和歌山県が特に必要と認めた修繕工事については、和歌山県が行うものとする。

(入居者の保管義務等)

第5条 串本町は、住宅の入居者に対し、当該住宅の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持させるものとする。

2 串本町は、住宅の入居者の責めに帰すべき事由により、当該住宅が滅失し、又は破損したときは、当該入居者に対し、これらを原状に復し、又はその費用を賠償させるものとする。

(条例等の制定の場合の措置)

第6条 串本町は、委託事務の管理及び執行に係る条例等を制定し、又は改廃したときは、速やかに和歌山県に通知しなければならない。

(協議)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、和歌山県と串本町が協議して定める。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県告示第426号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、緑の雇用担い手住宅の管理に関する事務の管理

及び執行を下記の規約により田辺市に委託する。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

緑の雇用担い手住宅の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 和歌山県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、和歌山県が設置する龍神第1緑の雇用担い手住宅、龍神第2緑の雇用担い手住宅、中辺路第1緑の雇用担い手住宅、中辺路第2緑の雇用担い手住宅、中辺路第3緑の雇用担い手住宅、中辺路第4緑の雇用担い手住宅、大塔緑の雇用担い手住宅、本宮第1緑の雇用担い手住宅、本宮第2緑の雇用担い手住宅及び本宮第3緑の雇用担い手住宅(以下「住宅」という。)に係る次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を田辺市に委託する。

- (1) 住宅の使用に関すること。
- (2) 住宅の維持管理に関すること。
- (3) 住宅の家賃の徴収に関すること。
- (4) その他住宅の管理に関し必要なこと。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、田辺市の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び収入の帰属等)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、田辺市の負担とする。

2 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する家賃その他の収入は、田辺市の収入とする。

3 家賃の額は、月額35,000円以内で田辺市が定める額とする。

(修繕義務)

第4条 委託事務に伴う住宅の修繕工事は、田辺市が行うものとする。ただし、和歌山県が特に必要と認めた修繕工事については、和歌山県が行うものとする。

(入居者の保管義務等)

第5条 田辺市は、住宅の入居者に対し、当該住宅の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持させるものとする。

2 田辺市は、住宅の入居者の責めに帰すべき事由により、当該住宅が滅失し、又は破損したときは、当該入居者に対し、これらを原状に復し、又はその費用を賠償させるものとする。

(条例等の制定の場合の措置)

第6条 田辺市は、委託事務の管理及び執行に係る条例等を

制定し、又は改廃したときは、速やかに和歌山県に通知しなければならない。

(協議)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、和歌山県と田辺市が協議して定める。

附 則

この規約は、平成17年5月1日から施行する。

和歌山県告示第427号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、緑の雇用担い手住宅の管理に関する事務の管理及び執行を下記の規約により日高川町に委託する。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

緑の雇用担い手住宅の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 和歌山県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、和歌山県が設置する中津緑の雇用担い手住宅及び美山緑の雇用担い手住宅(以下「住宅」という。)に係る次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を日高川町に委託する。

- (1) 住宅の使用に関すること。
- (2) 住宅の維持管理に関すること。
- (3) 住宅の家賃の徴収に関すること。
- (4) その他住宅の管理に関し必要なこと。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、日高川町の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び収入の帰属等)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、日高川町の負担とする。

2 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する家賃その他の収入は、日高川町の収入とする。

3 家賃の額は、月額35,000円以内で日高川町が定める額とする。

(修繕義務)

第4条 委託事務に伴う住宅の修繕工事は、日高川町が行うものとする。ただし、和歌山県が特に必要と認めた修繕工事については、和歌山県が行うものとする。

(入居者の保管義務等)

第5条 日高川町は、住宅の入居者に対し、当該住宅の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持させるものとする。

2 日高川町は、住宅の入居者の責めに帰すべき事由により、当該住宅が滅失し、又は破損したときは、当該入居者に対し、これらを原状に復し、又はその費用を賠償させるものとする。

(条例等の制定の場合の措置)

第6条 日高川町は、委託事務の管理及び執行に係る条例等を制定し、又は改廃したときは、速やかに和歌山県に通知しなければならない。

(協議)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、和歌山県と日高川町が協議して定める。

附 則

この規約は、平成17年5月1日から施行する。

和歌山県告示第428号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、緑の雇用担い手住宅の管理に関する事務の管理及び執行を下記の規約により新宮市に委託する。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

緑の雇用担い手住宅の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 和歌山県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、和歌山県が設置する熊野川緑の雇用担い手住宅及び熊野川第2緑の雇用担い手住宅(以下「住宅」という。)に係る次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を新宮市に委託する。

- (1) 住宅の使用に関すること。
- (2) 住宅の維持管理に関すること。
- (3) 住宅の家賃の徴収に関すること。
- (4) その他住宅の管理に関し必要なこと。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、新宮市の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び収入の帰属等)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、新宮市の負担とする。

2 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する家賃その他の収入は、新宮市の収入とする。

3 家賃の額は、月額35,000円以内で新宮市が定める額とする。

(修繕義務)

第4条 委託事務に伴う住宅の修繕工事は、新宮市が行うも

のとする。ただし、和歌山県が特に必要と認めた修繕工事については、和歌山県が行うものとする。

(入居者の保管義務等)

第5条 新宮市は、住宅の入居者に対し、当該住宅の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持させるものとする。

2 新宮市は、住宅の入居者の責めに帰すべき事由により、当該住宅が滅失し、又は破損したときは、当該入居者に対し、これらを原状に復し、又はその費用を賠償させるものとする。

(条例等の制定の場合の措置)

第6条 新宮市は、委託事務の管理及び執行に係る条例等を制定し、又は改廃したときは、速やかに和歌山県に通知しなければならない。

(協議)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、和歌山県と新宮市が協議して定める。

附 則

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

和歌山県告示第429号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、緑の雇用担い手住宅の管理に関する事務の管理及び執行を下記の規約により紀美野町に委託する。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

緑の雇用担い手住宅の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 和歌山県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、和歌山県が設置する美里緑の雇用担い手住宅(以下「住宅」という。)に係る次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を紀美野町に委託する。

- (1) 住宅の使用に関すること。
- (2) 住宅の維持管理に関すること。
- (3) 住宅の家賃の徴収に関すること。
- (4) その他住宅の管理に関し必要なこと。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、紀美野町の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び収入の帰属等)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、紀美野町の負担とする。

2 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する家賃その他の収

入は、紀美野町の収入とする。

3 家賃の額は、月額35,000円以内で紀美野町が定める額とする。

(修繕義務)

第4条 委託事務に伴う住宅の修繕工事は、紀美野町が行うものとする。ただし、和歌山県が特に必要と認めた修繕工事については、和歌山県が行うものとする。

(入居者の保管義務等)

第5条 紀美野町は、住宅の入居者に対し、当該住宅の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持させるものとする。

2 紀美野町は、住宅の入居者の責めに帰すべき事由により、当該住宅が滅失し、又は破損したときは、当該入居者に対し、これらを原状に復し、又はその費用を賠償させるものとする。

(条例等の制定の場合の措置)

第6条 紀美野町は、委託事務の管理及び執行に係る条例等を制定し、又は改廃したときは、速やかに和歌山県に通知しなければならない。

(協議)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、和歌山県と紀美野町が協議して定める。

附 則

この規約は、平成18年1月1日から施行する。